

創業

文京区の「創業支援資金」の利子補給と 東京都の「創業」の保証料補助の併用について

文京区の「創業支援資金」の要件を満たし、かつ、東京都の「創業」の要件を満たす方は、区の利子補給と都の信用保証料の2/3の補助が受けられる場合があります。

【併用する場合の制度概要】

保証申込制度名
融資対象
資金用途
融資限度額
返済期間
融資・償還方法
契約金利・利子補給
本人負担率

東京都中小企業制度融資「創業」

文京区の「創業支援資金」の要件を満たし、かつ、東京都の「創業」の要件を満たす方
運転・設備

1,500万円（代表者が区民の場合は2,000万円）

元金据置12か月以内を含む7年以内

証書貸付・元金均等返済

以下のとおり

0%

融資名		契約利率	利子補給率
創業支援資金		1.5%	1.5%
創業特例	返済期間 3年以内	1.1%	1.1%
	3年超5年以内	1.2%	1.2%
	5年超7年以内	1.4%	1.4%

※創業特例をご利用の場合は、特定創業支援事業等による支援を受けた証明書が必要です。

信用保証

東京信用保証協会の信用保証が必要です。

(東京都が信用保証料の3分の2を補助します)

【お申込みの流れ】

文京区で「創業支援資金」の
あっせん書の交付を受ける

東京商工会議所文京支部に創業相談予約 → 相談(3~4回)
→ あっせん申込 → あっせん書交付

金融機関に融資申込
信用保証協会に保証申込

金融機関に必要書類を持参し融資申込 →
金融機関から東京信用保証協会へ信用保証の申込み
(制度名：都創業)
→ 融資可否の決定・実行
(融資が実行された場合に、東京都が信用保証料の2分の1を補助)

保証承諾・融資実行

金融機関から文京区へ、融資可否の結果を報告
→ 文京区から四半期ごとに、金融機関を通して利息の一部を補給

【お問い合わせ先】

【区制度に関すること】 文京区 経済課 産業振興係 ☎：03-5803-1173
【創業相談に関すること】 東京商工会議所 文京支部 ☎：03-5842-6731
【都制度に関すること】 東京都 産業労働局 金融部 金融課 ☎：03-5320-4877